

横浜市
区障害者自立支援協議会
運営ガイドライン

横浜市健康福祉局障害福祉課

平成 31 年 4 月

第 1 版

目次

第1部 自立支援協議会について

1 自立支援協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- (1) 目的
- (2) 法的な位置づけ
- (3) 機能

2 自立支援協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- (1) 目標の明確化
- (2) 構成員と役割分担
- (3) 協議の過程
- (4) 制度化の限界と協働の意義

第2部 横浜市の自立支援協議会について

1 自立支援協議会の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 横浜市の自立支援協議会の全体像
- (2) 個別支援会議から始まる自立支援協議会

2 区自立支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- (1) 目的と機能
- (2) 各会議の協議内容・目指す方向性
- (3) 各会議の構成や協議内容

【参考】ガイドライン資料の活用方法について・・・・・・・・・・・・・・ 13

【資料編】

【資料1】 横浜市区障害者自立支援協議会設置運営要領

【資料2】 区障害者自立支援協議会計画書・報告書

【資料3】 区障害者自立支援協議会専門部会・連絡会年間計画書

【資料4】 個別支援会議について

第1部 自立支援協議会について

1 自立支援協議会の概要

(1) 目的

自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に位置付けられ、障害者総合支援法の理念を達成するため開催されます。障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」です。障害福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

【障害者総合支援法】

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(2) 法的位置づけ

障害者総合支援法 89 条の 3 に位置づけられた、障害児者への支援の体制を整備するための情報共有・連携・協議を行う場です。

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

自立支援協議会は、開催することが目的ではなく、前述した障害者総合支援法の理念を果たすための手段ということを念頭に運営をしていくことが重要です。

(3) 機能

自立支援協議会には、6つの機能（情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能）（自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人日本障害者リハビリテーション協会）参照）が示されています。自立支援協議会を開催する際は、これらの機能が果たせるよう意識して会議を開催する必要があります。横浜市においてはこれらの各機能を、市域・ブロック域・区域の各層で分担して果たしていきます。

自立支援協議会の機能	
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

「自立支援協議会の運営マニュアル（日本障害者リハビリテーション協会）」

2 自立支援協議会の運営

(1) 目標の明確化

自立支援協議会を活性化させるためには、その開催目標を明確にすることが重要です。各会議や連絡会の目標が不明確のまま進んでしまうと、構成員が参加する必要性を見失ってしまい、活発な議論がされなくなる恐れがあります。また、目標が設定されないと会議を開催すること自体が目的になってしまい、有意義な議論ができなくなってしまいます。

(2) 構成員と役割分担

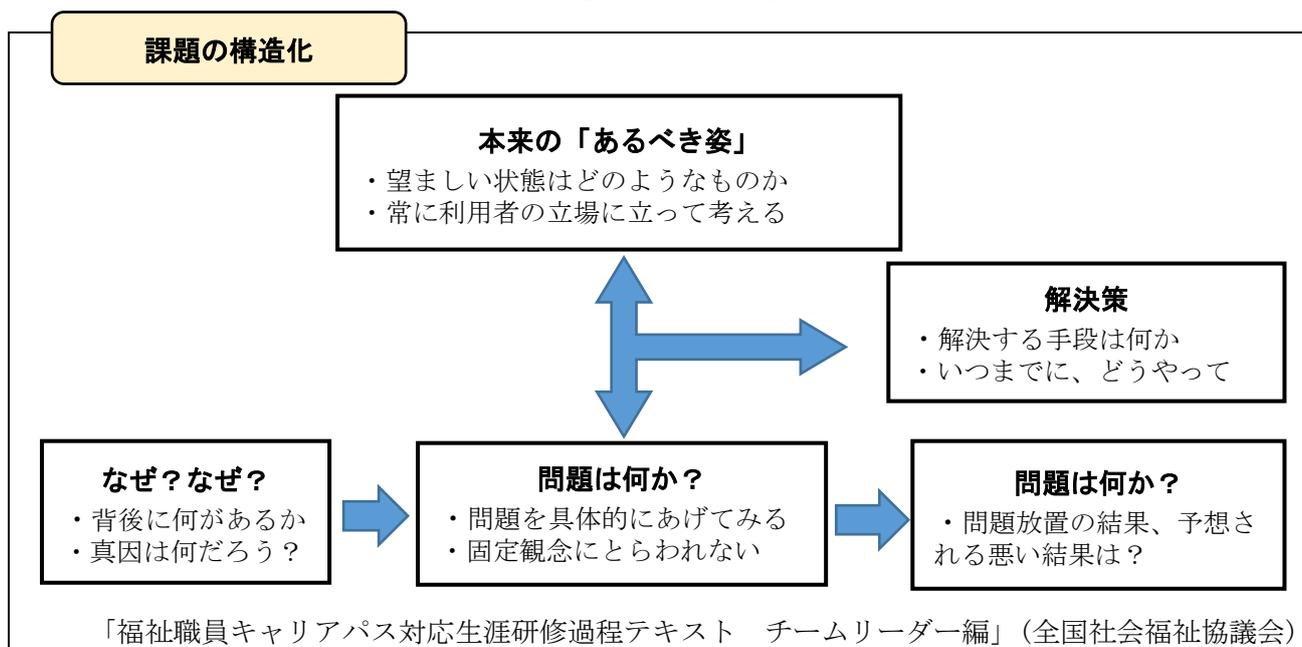
構成員はそれぞれの会議の協議内容、開催趣旨に合ったメンバーで構成します。取り扱うテーマ、内容によって、広く参画を呼び掛けるもの、より有意義な協議とするため、限定した構成員行う方がよいものなど、確認した上で開催します。

また、自立支援協議会に参加するあらゆる関係者は、お客様として参加するのではなく、主体的に参画することが求められることを認識する必要があります。構成員が役割分担をし、議論の内容や運営上の負担に偏りが生じないように配慮していくことが重要です。

(3) 協議の過程

協議を進めていく過程においては、PDCA サイクルを意識し、課題を明確にしていくことが求められます。一方で、ただ課題を抽出するのではなく、その解決策まで協議することが協議会には求められます。そのためには、現状ある課題を解決に向けて、段階的に整理していく（構造化していく）ことが重要です。

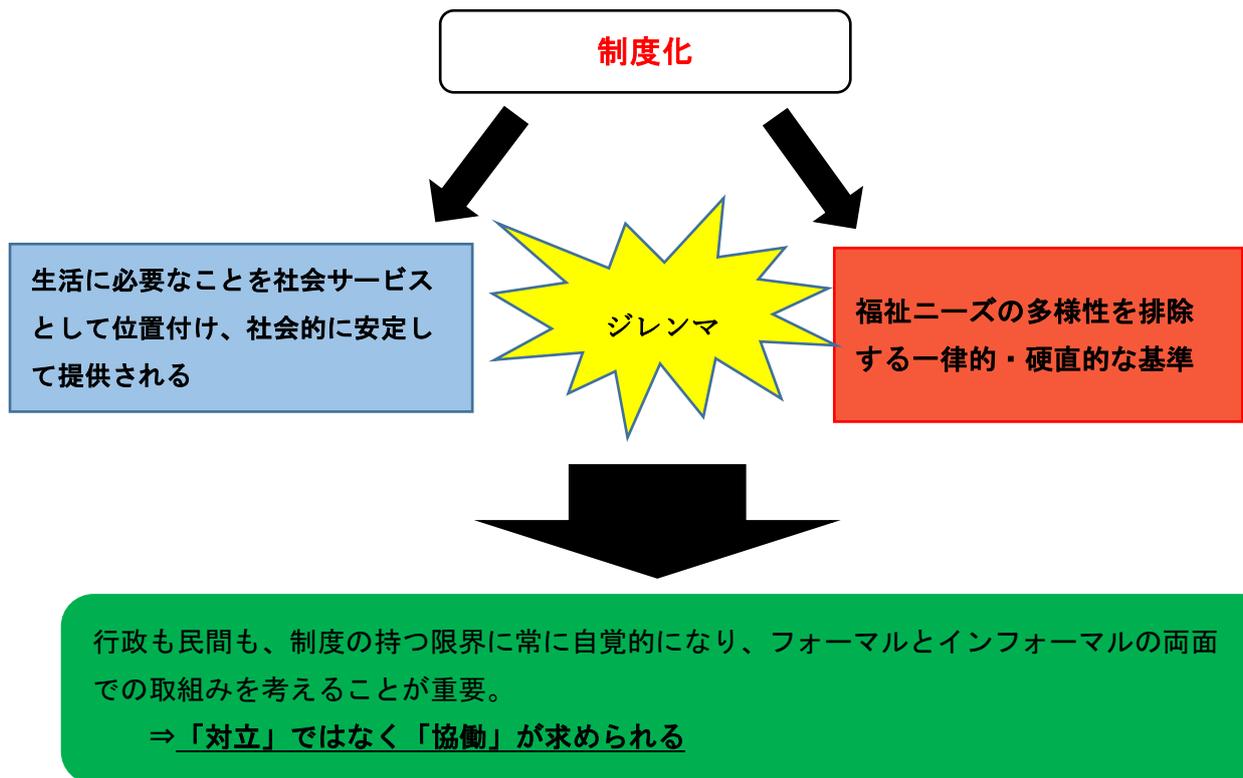
構造化をすることで、協議の目標設定がしやすくなるばかりではなく、協議の振り返りや評価もしやすくなり、構成員の意欲を高める結果にもつながります。



(4) 制度化の限界と協働の意義

課題を構造化し、解決策を検討していきますが、解決策は「制度化」を目指すことがゴールではありません。協議会の活動を行うにあたっては、制度化の限界と協働の意義を踏まえて行うことが必要です。以下の図は、「地域自立支援協議会活性化の事例集」（特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク）を参考に作成しています。

制度化の限界と協働の意義



「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」を目指すためには、行政も民間も制度化の持つ意義と限界を正しく理解しあえていくことが必要です。制度化や施策への反映によってすべての課題が解決するわけではないということを共有し、この目的に向かって、「対立」ではなく「協働」しながら、フォーマルとインフォーマルの両面による取り組みを進めていくことが重要です。

第2部 横浜市の自立支援協議会について

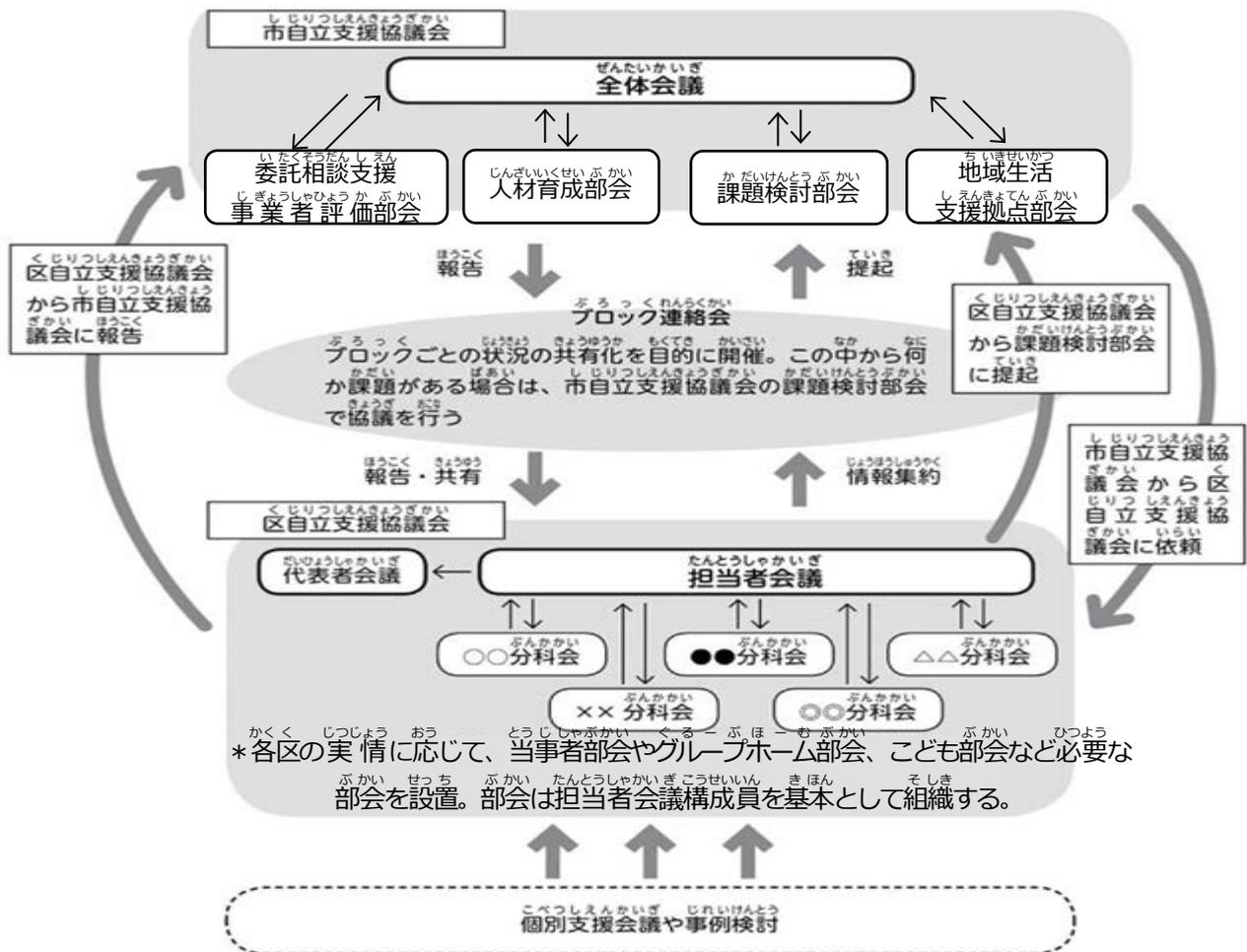
1 自立支援協議会の構造

(1) 横浜市の自立支援協議会の全体像

横浜市では、市域、区域、ブロック域の3層構造で協議会を運営しています。3層の協議会が連動することで、ミクロな区域の課題から、マクロな市域の課題まで検討できるようにしています。

【自立支援協議会 体制イメージ図】

しじりつしえんきょうぎかい くじりつしえんきょうぎかいかんれんず
市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



(2) 個別支援会議から始まる自立支援協議会

個別支援会議は自立支援協議会の命綱と言われます。横浜市では、一人一人の障害児者への支援は区域を中心に行っています。日々開催される個別支援会議や事例検討などで把握された個別のニーズ・課題を、いかにして地域の課題として共有し、地域づくりにつなげていくかが重要です。そのため、個別支援会議が確実に運営されていることが有益な自立支援協議会を運営していく上でポイントとなります。協議会関係者が常にその意識を持って個別支援会議に臨みます。別紙の資料【資料4】個別支援会議について）を個別支援会議で配布するなど、その意識の醸成に関係各所で努めて下さい。

2 区自立支援協議会

(1) 目的と機能

区協議会は、障害のある人が地域で安心して住み続けられるために、フォーマル、インフォーマルも含めたサービス提供体制が整備されているのか、地域のみinnで話し合い、確認するために開催します。そのために、「困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信（情報機能）」と「地域の関係機関によるネットワーク構築・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整（調整機能）」をベースとし、そこで得たものをふまえ、「地域の社会資源の開発、改善（開発機能）」、「構成員の資質向上の場としての活用（教育機能）」、「権利擁護に関する取組みを展開する（権利擁護機能）」を果たします。

(2) 各会議の協議内容・目指す方向性

横浜市の区自立支援協議会では、以下の会議を設定（名称はあくまで例示）し、協議を進めていくことを基本としています。

会議の名称	協議内容	めざす方向性	主な構成員
代表者会議 (全体会)	関係団体や専門部会の長などが集まり、協議会の運営状況を共有するための会議	区域の障害者支援の方向性を関係機関で共有し、各機関で方向性がずれないようにする。 担当者が各会議へ円滑に参画できるようにする。	各専門部会の代表者及び以下の機関の代表者 ※福祉・保健・医療・教育・就労機関、民生委員・児童委員、当事者団体及び家族会、区役所、法人型地域活動ホーム、精神障害者生活支援センターなど
担当者会議	専門部会や連絡会からの報告や課題提起を共有し、区としての協議会の運営を統括する会議	区域の課題を共有・整理し、区域で取組む内容を確認する。	各種専門部会の代表者、地域の障害福祉に係る機関、区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターなど
分科会 (有期限)	各専門部会や連絡会からあがってきたものを担当者会議において、検討が必要な議題として位置付けたものを検討する会	担当者会議で整理された課題のうち、特に急を要し検討を必要とする課題について、有期限で検討し解決などを旨す。	検討課題に関連する担当者、当事者やその家族など
専門部会 ・連絡会	障害福祉サービスごとや障害種別ごとで構成される主に情報共有を目的とした会	目的に沿った関係者で集まり、関係性づくりや情報共有をはかる。	専門部会や連絡会のテーマに係る関係者
事務局会議 (運営会議)	主に3機関を中心に、協議会全体の進行状況や課題について把握し、進行管理をする会議	協議会全体の進行管理や関係者への情報提供方法などについて整理する	事務局（3機関） (その他区域の実情により、区域の障害福祉体制を検討する上で必要な機関)

※3 機関・・・区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター

協議内容や課題は、区によって異なりますので、この内容に縛られることなく実情に合わせて運営していただくことが重要です。

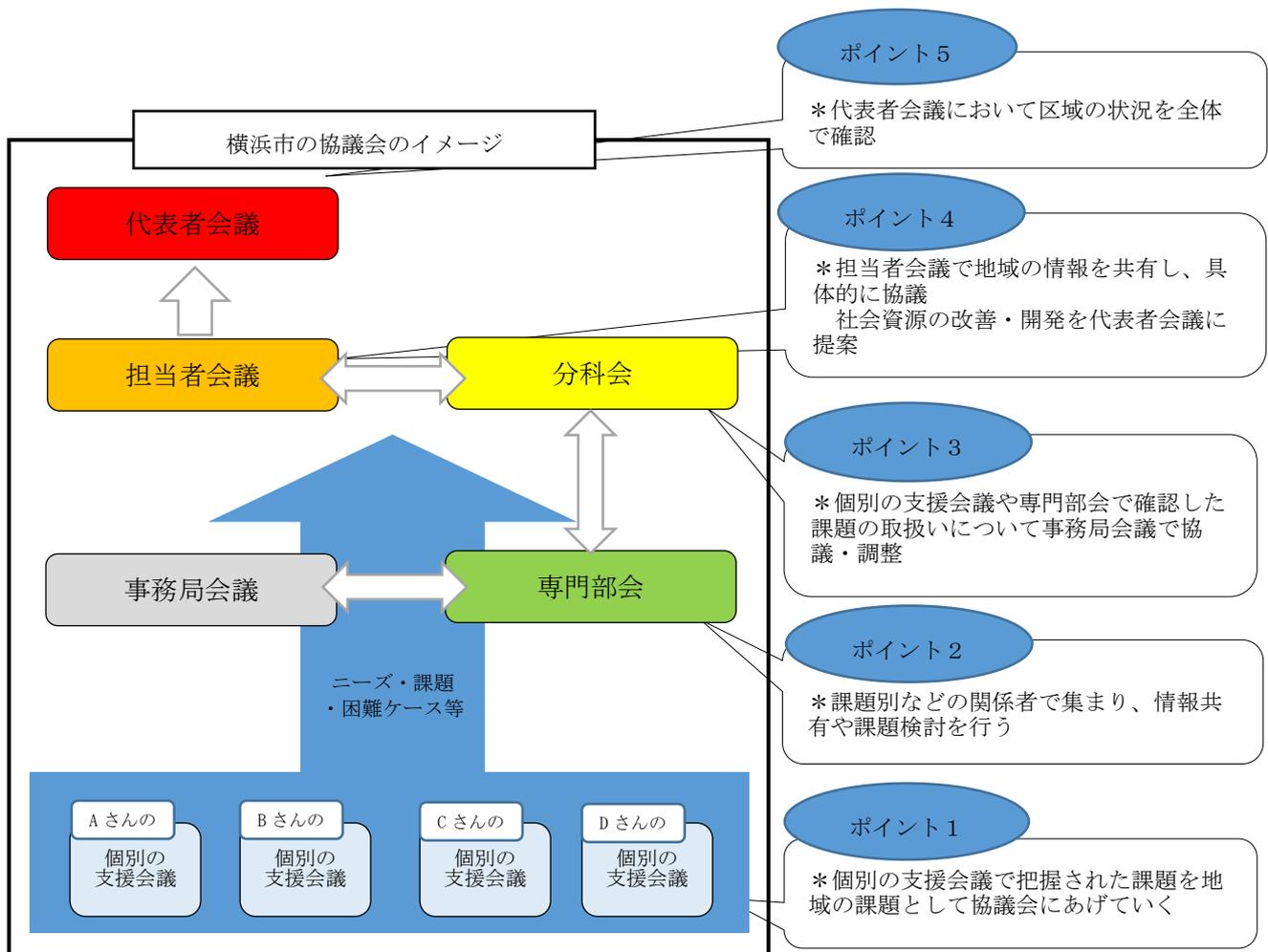
(3) 横浜における各会議の構成や協議内容

横浜市では以下の全体イメージで区協議会を運営しています。区の実情により、全体像は多少異なりますが、それぞれの会議のポイントや留意点を意識して参画者が運営していくことが重要です。

参画者が全体像をイメージして各会議に参加できるようにすることで、議論がどこを目指すのかが明確になり、各会議の意義や目的が明確になります。

個別の支援会議を基本とし、現状では解決困難な課題を各専門部会や連絡会で共有していきます。

共有することで解決できる課題もあれば、解決が難しい課題もあるため、解決が困難なものについては、担当者会議に提起をしていきます。担当者会議では区域で取組むべきもの、ブロック、市域での協議が必要なものなど整理し、解決に向けた方向性を確認します。



以下に、各会議の運営上のポイントや留意点を記載しています。各参画者が意識をして会議に参加することで、有意義な会議運営を目指します。

ア 代表者会議

①協議内容

代表者会議は、年に1回以上開催し、区域の協議会の開催状況や検討内容を共有するとともに、区域の障害福祉に関するサービス提供体制等を確認します。また、担当者会議や分科会（プロジェクト）の報告を受け、地域課題や施策提案等について全体で確認する場です。

②構成員

各専門部会の代表者及び福祉・保健・医療・教育・就労機関、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体及び家族会、区役所、法人型地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター等の長や代表者が構成員となります。区の実情に合わせ、必要な機関で構成することとします。

③具体的な進め方のポイント及び留意点

区域の様々な立場の方、専門性を持つ関係者が集まってもらうことが重要です。自立支援協議会の開催目的を参加者に十分理解していただいた上で、その取り組みが広く伝わるよう工夫します。

また、区域の課題について具体的に協議し取り組む担当者会議や専門部会がスムーズに運営できるよう、各機関の担当者がそれぞれの会議に参画しやすくなるよう、各機関の長、代表者を中心に出席を依頼します。

イ 担当者会議

①協議内容

個別の支援（個別支援会議）で把握された課題の内、個人の力では解決が困難な課題（地域課題）を区域で共有し、解決に向けて区域で取り組むためことを確認するための会議です。

各専門部会や連絡会等での取り組み状況や把握された課題を皆で共有します。また、把握された課題について様々な立場の人が意見交換し、区協議会として取り組むこと、分科会の立ち上げなどを決めていきます。

②構成員

代表者会議の参加者（関係機関の代表者）よりも現場に近いメンバーで構成し、各専門部会や連絡会の代表者、地域の支援に従事する者、当事者や家族の方などが構成員の中心となります。

③具体的な進め方のポイント及び留意点

各専門部会や連絡会から、地域の情報や地域の課題を共有し、具体的な課題整理を行う場です。制度化や施策への反映によってすべての課題が解決できる訳ではないことを自覚し、区域で誰がどの様に取り組んでいくのが良いのか、その方向性を協議します。

ウ 分科会

①協議内容

担当者会議に上がってきた課題を検討した結果、特に優先的かつ集中的に検討が必要なものについて、関連する担当者を選定し短期間で課題解決に向けて検討します。

立ち上げにあたっては、目標や検討年限を設定し協議を進めていきます。

②構成員

解決すべき課題に関わりのある者、関心のある者、当事者や家族などが構成員の中心となります。

③具体的な進め方のポイントと留意点

取り上げる課題により、課題解決に向けて必要なメンバーを揃えます。日頃から障害福祉に関わる者だけでなく、様々な立場、機関の方に参加してもらうことで、より議論が広がり新しいアイデアが生まれる可能性があります。

また、議論のみではなく実態調査を行ったり、区づくり事業などを活用し事業化し実践するなども考えられます。

会の運営にあたっては、会長・副会長を選出し、その者を中心に進めていきます。

会議の記録は、参加者で役割分担をして残すことが原則ですが、その負担が大きくなりすぎないように、その形や方法は問いません。

エ 専門部会・連絡会

①協議内容

障害種別、障害福祉サービス、テーマ別など、同じ分野の関係者が集まり、ネットワークを作り、情報交換や質の向上に向けた取り組みを行います。

②構成員

障害福祉サービス事業所、当事者が構成員の中心となります。必要に応じて、3機関やその他の機関も参加します。

③具体的な進め方のポイントと留意点

協議会の肝となる、個別の支援会議における課題や有益な情報の共有は、専門部会で最初に共有されます。従って、個別の支援にかかわる全ての関係者（＝当事者や福祉事業従事者）が把握した、個別の課題を地域の課題として共有するという意識をもって参画する姿勢が必要です。

必置の専門部会を除き、地域の必要性、実情に応じ設定します。そのため、専門部会があることが前提ではなく、その時期、その地域に真に必要な専門部会、連絡会であるか確認をし、設置、追加、統廃合などをしていきます。各会において、会長・副会長を選定し、参加者で年間計画書

【資料3】年間計画書）を作成し自主的に運営し、会長等の選定ができない、検討すべき内容が当面ない、という場合には参加者の合意のもと休止や廃止について協議します。会を休止や廃止す

る場合は、年間計画書にその旨記載し事務局に届け出てください。

会議に出席する者は、参画者としての意識を持ち、会の運営の負担が偏らないよう役割を分担します。特に事務局も担う3機関も参加する専門部会等については、その参加が構成員としての参加なのか、事務局としての参加なのか、意識して参加します。

会議の記録はその形や方法は問いませんが、参加者で役割分担をして残すことが原則です。特定の人に、その負担が偏らないように工夫します。

オ 事務局会議（運営会議）

①協議内容

区協議会の全体を把握し、運営状況の確認や進行管理をします。各専門部会等で協議されている内容を把握し、代表者会議における全体への周知の検討や、担当者会議における協議内容の事前整理などを行います。

②構成員

区役所、基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が構成員の中心となります。その他、地域の実情に応じ、区域の障害福祉体制を検討する際に必要なメンバーについても構成メンバーとしています。

③報告書の作成について

各区自立支援協議会事務局は、毎年度当初に区自立支援協議会計画書・報告書(【資料2】区障害者自立支援協議会計画書・報告書)を作成し、市自立支援協議会事務局へ報告をします。

カ 個別支援会議

① 協議内容

地域で暮らす障害児者を支援する関係者及び本人が集まり、支援の短期及び中長期的な目標を確認したり課題を共有したりする会議です。

② 具体的な進め方のポイントと留意点

横浜市の自立支援協議会は、個別支援会議を重要視しています。なぜならば、個別の支援において「ニーズに答えきれなかったこと」が地域課題である可能性が大きいからです。個別支援会議という名称のみに限定されず、日々の支援の中でのやり取りや協議、調整等で把握された「上手くいかなかった事例」を見逃さないことが重要です。

「ニーズに答えきれなかったこと」「上手くいかなかった事例」を意識することが、その地域で不足する社会資源を明確化させ、自立支援協議会の解決に向けた取り組みにつながります。個別支援会議に参加するすべてのメンバーがそのような思いを常に持つよう心がけます。

【参考】ガイドライン資料の活用方法について

① 【資料2】区障害者自立支援協議会年間計画書・報告書

区協議会は、毎年年間計画を立てて協議会を実施します。年間計画については、市協議会へ年度当初に報告します。

また、年間の実施状況についても報告します。同書式を活用し、年間計画を報告する際に、前年度実績も報告をあげます。

なお、年間計画書及び報告書については、各区協議会の代表者会議や専門部会などでも配布してください。各会議への参加者が、自身が参加している会議の位置づけを把握できることで、各会議がより有意義になることを目指します。

② 【資料3】区障害者自立支援協議会専門部会・連絡会年間計画書

区協議会は、各専門部会及び連絡会について、その会長・副会長に年間計画書の提出を求めます。

年間計画は、各専門部会及び連絡会の会長・副会長を中心にして、各区協議会の事務局に提出します。

翌年度の議題がない場合など会の運営を廃止・休止する際は、計画書にその旨（理由も含め）記載し、事務局に提出します。なお、廃止・休止が決まった場合は、計画書の提出の前に、速やかに一報を事務局に届出ます。

③ 【資料4】個別支援会議について

各場面で開催される個別支援会議で配布をします。1つ1つの個別支援会議が自立支援協議会を構成しているという共通認識を持つためのツールとして活用します。

個別支援会議に限らず、その他の専門部会や代表者会議などでも必要に応じて配布します。

表面下記部分については、配布する機関・事業所名を記載します。